

中庄新川家文書研究会報告五

中庄新川家文書に伝わる近世初頭～前期の和歌

*キーワード

新川盛政・新川盛明・中庄新川家・盛誉・堺伝受

鶴崎裕雄
近藤孝敏
大角直美

〔解題〕

ここに紹介する和歌資料は、約三千点に及ぶ「中庄新川家文書」の一部である。今まで中庄新川家文書研究会では、中庄新川家三代当主、新川盛政とその周辺の連歌・古今伝授・伝記等、文芸資料を中心に同文書を紹介してきた。

今回は近世初頭～前期の和歌資料を紹介する。なお、紹介に当たっては、本来、「中庄新川家文書」であったが、現在は新川家の親戚である赤松家が所蔵し、「赤松家文書」とされている資料も一部含めて紹介する。

さて、「中庄新川家文書」に残る近世初頭～前期の和歌は、今回翻刻する資料以外にも伝存する。しかし、以下に掲げる和歌資料は、次に述べ

る理由で、今回の翻刻からは除外した。

- ① 慶長三年二月廿二日「陪玉津島神前当座奉納統歌十五首」(同年二月『連歌・和歌会書留』収載、中庄新川家文書(以下、新川家と略す) 1-72)
 - ② 慶長五年「陪八月十五夜月宴歌合和歌」(新川家1-183)
 - ③ 慶長十二年仲春二月「三十六人集写」(新川家1-190・2-241・2-275)
 - ④ 金屏風貼り色紙・短冊(うち和歌二一点)(新川家蔵 金屏風A・B)
- ①②は大利直美が既に翻刻・紹介しているので、ここでは割愛した。
- ③は雲母引きの厚手の楮紙(一枚は縦16.1cm×横35.9～46.9cm)を一八枚貼り継いだ継紙で、現在は三つに分離した断簡の状態であるが、繋げると長さ

計 87.7 cm に及ぶ。巻頭部分に「慶長十四年仲春」と記され、書写者は不詳であるが、中庄新川家伝来である点から、和歌・連歌に精通した新川盛政本人、または彼周辺の人物が書写したものと推察される。ともかく、慶長期の古写本ではあるが、既によく知られた「三十六歌仙集」なので、ここでは翻刻の対象外とした。

④は六曲屏風一雙の金屏風に、一曲の上・下に色紙、中に短冊という形で、それぞれ貼り込んで整えられたもので、色紙二四点・短冊一二点、合わせて三六点の和歌・漢詩がある(色紙・短冊の形態で和歌と漢詩を使い分けられているわけではない)。そのうち、漢詩が一五点、和歌が二二点で、漢詩は『白氏文集』・『三体詩』・『和漢朗詠集』・『新撰朗詠集』・『長秋詠藻』等、和歌は『万葉集』・『古今和歌集』・『拾遺和歌集』・『後拾遺和歌集』・『新勅撰和歌集』・『伊勢物語』・『正徹千首』等、その大部分が和漢の詩歌集から写したものである。賀月道慶(新川盛喜)・新川盛政の和歌短冊二点(翻刻③・⑦)を除き、それぞれ周知のもので、今回の翻刻では対象外とした。

和歌の主要作者―中庄新川家周縁の人々

次に、翻刻・紹介する和歌の主な作者について、概略で人物紹介しておく。

賀月 中庄新川(三善)家二代当主盛喜(天文四年(一五三五)～元和八年(一六二二)十一月十五日)。宮内大輔を称した。法名光蓮社照誉賀月道慶。⁽²⁾

豊臣政権期、天正十三年(一五八五)閏八月より中庄政所職に在任したと推定され、「中庄村長」と称されたが、文禄三年(一五九四)六月の檢地以前には家督を嗣子盛政に譲与して隠居した。⁽⁴⁾ 中庄の三善家(後の中庄新川家)は、河内国長野庄開発領主三善氏の庶流で、代々三善を称したが、⁽⁵⁾ 慶長初年(一五九六)、姻戚関係を通じて盛政の代に新川に改姓、新川一門に加わった。賀月は、中庄の浄土宗大高寺(現大光寺、泉佐野市中庄)の創建に私宅を提供、私財を投じて尽力した開基大檀那であった。⁽⁶⁾ この功績等により、慶長十八年(一六一三)二月二十日、後水尾天皇から「聖人」号を賜与されている。⁽⁷⁾ 元和八年(一六二二)十一月十五日没、享年八十八歳。

盛政(南容三圭) 中庄新川家三代当主盛政(永祿九年(一五六六)～元和八年(一六二二)九月十九日)。通称三十郎・忠右衛門、官途宮内少輔。法名南容三圭、樵斎を号した。盛政の事績については、近藤孝敏「中世末～近世初頭の「中庄新川家文書」」、山村規子「資料紹介「新川宮内少輔盛政伝(わが老の記)」」、近藤「翻刻と解題 中庄新川家蔵『伝受次第』」ほか、参照。⁽⁹⁾

元和二年(一六二六)三月、彼は自らの志を継ぐ者として期待を寄せていた末子雅楽頭盛好を幼くして失っており(後述)、「手のうちの玉をとられたる心地」で嘆き明かして暮らしたという(新川宮内少輔盛政伝⁽¹⁾以下、「盛政伝」と略す)。この二年後、盛好三回忌にあたる元和四年春(三月)、盛政は高野山で剃髪(盛政伝)、樵斎南容三圭を称するようになる。盛好の死による悲嘆のあまりか、同年六月頃から病床に伏し、一時、危篤となつて辞世(翻刻⑧)を用意する事態にすら陥っており、十月には曲直瀬流医⁽¹²⁾

術(後世派医学)の同門、京都の医師啓迪庵岡本玄治(げんや)の許で治療を受け、幸いにも十二月には治癒して帰郷している。⁽¹⁸⁾

その四年後、元和八年六月二十五日には「童病」(おこり)に罹患したが(「盛政伝」)、紀州藩の名医板坂卜齋(いせ)二世宗尙の招聘や、八方手を尽くした投薬治療等の甲斐もなく、三ヶ月弱の闘病の末、九月十九日、子供・孫らに看取られ、惜しまれつつ病没した(「盛政伝」)。享年五十七歳。

なお、盛政は末期にあたって、辞世(翻刻⑧)の外に、「医術・儒道の書」など蔵書を譲与、かつ「哥の道」まで伝受(古今伝受)した惣領盛明へ、次の歌を残している(「盛政伝」)。

色にいたしことに伝し外にありいにしへ今の道をわするな

盛明 中庄新川家四代当主盛明(文禄二年(一五九三)〜明暦元年(一六五五)九月十九日)。初名新十郎⁽¹⁹⁾。通称九兵衛尉。法名は圭普中巖道荷、隠居後は寿源庵三瑞を号した。

慶長九年(一六〇四)十一月、父盛政と同門の曲直瀬流医術の名家二代玄朔の門下に入門して(十二歳)、医学ほか学問・教養を身につけている⁽¹⁷⁾。同十二年六月の新川一門中の連署では新十郎名で署名しているが、同十五年八月には「九兵衛尉盛明」と称されており⁽¹⁸⁾、これ以前には元服したと思われる。大坂冬の陣直前の同十九年春には盛政から家督を相続して、中庄新川家の当主として代官職を継承したが⁽²⁰⁾(二十二歳)、その前後から、父盛政が剃髪する元和四年(一六一八)三月までの間に、盛政から古今伝受を受けたと思われる⁽²¹⁾。ともあれ、以降、小堀遠州(遠江守正一)に仕え、

代官として小堀家飛地領中庄の支配にあたった。

主君の遠州は正保四年(一六四七)二月六日、伏見で病没するが、前年十二月まで「新川九兵衛盛明」名で遠州の「不例」を氣遣う書状を出しており、翌年には嫡子権七盛里(元和六年(一六二〇)〜寛文五年(一六六五)三月二十一日)が代官に就任していることがわかるので、遠州没、大膳正之跡目相続という主家代替わりに合わせて、盛明(当時五十五歳も隠居、盛里二十八歳へ家督を譲渡したと考えられる。また、併せてその前後に盛里へ古今伝受を行ったと推定される⁽²³⁾)。

その後、寿源庵三瑞と号して、室妙荷(熊取中左近女、〜寛文十二年(一六七)十二月二十八日)と夫婦で三〇石、母宗貞(盛政室、貝塚卜半齋了珍女、〜明暦元年(一六五五)十二月二十六日)二〇石の隠居料田で暮らしていたが、承応四年(一六五五)三月、家訓ともなった遺言状を残し⁽²⁷⁾、同年明暦元年九月十九日に没した⁽²⁶⁾。享年六十三歳。

雅楽 「詠九月十三夜月和歌」(翻刻①)にみえる「雅楽」は、新川盛政の末子盛好(慶長十年(一六〇五)〜元和二年(一六一六)三月)のことである。慶長十五年(一六一〇)八月の中庄大宮本殿建立棟札では「雅楽頭盛好」と記載され⁽²⁸⁾、盛好はこの頃(当時六歳)には異例に早く元服していたか。ともあれ、生来、学問・文学を好んで書に親しみ、幼くして仁義から孝悌に及ぶ儒教道徳をも身につけたという盛好に対して、盛政は将来性をみて、「我志」を継ぐ器量と考えて大きな期待を寄せていた⁽³⁰⁾。しかし、彼は元和二年(一六一〇)三月、十二歳の若さで夭折している⁽³¹⁾。

ちなみに、盛政の名著『配数事類』は、盛好の追善で靈前に呈するため、文房に籠もって文学から医学に至る知識を集大成して書き上げた名数百科事典であり、盛好の享年に因んで十二卷十二門で編成されている。⁽³²⁾

良・お竹 「詠九月十三夜月和歌」にみえる「良」と「お竹」を称する人物は、右和歌が慶長五年「陪八月十五夜月宴歌合和歌」と同様に、中庄新川家で催された十三夜の月見の宴で詠まれたと思われるので、新川家々内やごく近親の女性ではないかと考えられる。いずれにせよ、今のところ、詳細は不明である。

頼真 「詠九月十三夜月和歌」にみえる「頼真」は、中庄惣鎮守大宮社の勸進僧松室坊頼真のことである。前掲の慶長十五年 中庄大宮本殿建立棟札に「勸進沙門松室坊頼真法印」とみえる。

松室坊については、永禄七年（二五六）三月と同十一年十月の熊取庄内の田地売券二点に松室坊明喜なる人物が確認でき、「井松室坊」とあることから、根来寺菩提谷の子院々主だったことがわかる。また、前掲の慶長五年「陪八月十五夜月宴歌合和歌」にみえる頼長についても、頼真と同じく新川家の身内で催した宴席（和歌会）に招かれていること、「頼」の通字をもつことから、松室坊院主で頼真の師にあたる僧侶ではあるまいか。松室坊の頼長―頼真師弟は、天正十三年（一五八五）三月の秀吉による紀州攻略で根来寺が破滅して以降も、中庄大官等を拠点に泉南・紀北地域に定着して勸進活動を行った旧根来寺僧だったと考えられる。⁽³⁴⁾

盛誉 翻刻^⑩の作者である盛誉は、堺天神社社僧の松南院（西坊）盛誉のこと。『顕伝明名録』巻四 盛誉の項には「堺天神社僧、号西坊、自宗柳古今伝授、了休息^(イ)とあり、⁽³⁵⁾彼は堺北庄の産土神、堺天神社^{II}常楽寺現菅原神社、堺市戎之町の住僧であるとともに、天正^レ慶長前期の堺連歌壇の宗匠、下田屋宗柳から古今伝受を受けた「堺連歌師」でもあった。また、彼の俗父は、等恵や宗柳とも一座した堺湯屋町（現堺市熊野町）の橘屋了休であったこともわかる。⁽³⁶⁾元和前後には同社松南院の院主で、大坂夏の陣で回祿後の堺復興期には同社を代表する惣代の地位にあった。⁽³⁷⁾

「堺連歌師」としての盛誉に関しては、文禄二年（一五九三）九月^レ慶長十五年（二六一〇）九月の間、彼が一座した連歌が確認でき、⁽³⁸⁾また同三年二月の堺連衆の紀州玉津島下向にも、宗匠宗柳や源光寺祐心同寺十世・大坂円光寺五世、一向宗（浄土真宗）僧、吉祥院空盛（堺天神社僧、南坊らと共に参加している）、⁽³⁹⁾盛誉参加の連歌は、今のところ、慶長十五年までしかみられないが、元和三年（二六一七）四月までは存生を確認できるので、⁽⁴⁰⁾資料の残存状況にもよるが、堺天神社内での地位が上昇するにつれ、連歌に一座する機会が徐々に減少していったのではないか。その点は後考を俟つこととして、ともかくも宗柳から古今伝受を受けた盛誉は、堺在住の半井ト^(ナカノ)養（ト養軒主奇雲云也）・竹田薬師院主石林円玖の両医師に古今伝受を行い、「堺伝受」の道統を伝えている。⁽⁴¹⁾盛誉は宗柳の次世代を主導する「堺連歌師」の一人であったといえよう。

なお、慶長十六年（二六一二）の「新川盛政駿河下向記」には、盛政の兄弟子にあたる盛誉が評点を付しており、⁽⁴²⁾本稿で紹介する和歌詠草（翻刻^①・

④・⑥・⑩にも評点を付したものがみられるが、筆跡(書き癖)から推して、点者は盛誉の可能性が高い。彼は宗柳亡き後、盛政・盛明をはじめとした中庄新川家の人々と師弟関係に準ずるような関係をもち、連歌・和歌を指導していたのではあるまいか。

なお、それぞれの翻刻資料については、和歌の翻刻の次に、個別解説を付したので、併せて参照していただきたい。

〔注〕

(1) 大利直美「翻刻と解題 慶長三年二月「連歌・和歌会書留」・慶長五年「陪八月十五夜月宴歌合和歌」(『調査研究報告』37号 国文学研究資料館二〇一七年)。

(2) 「中庄新川本家并分家八郎左衛門家系図」(江戸中期以降成立、佐野新川家文書4)〔以下、「佐野新川家系図と略す」〕ほか。

(3) 慶長十五年八月吉日 中庄大宮(現奈加美神社)本殿建立棟札(『泉佐野市内の社寺に残る棟札資料(泉佐野市史資料第一集)』泉佐野市教育委員会一九九八年(以下、『市史資料』1と略す) P.55)。

(4) 文禄三年八月八日「泉州日根郡中庄村御検地帳」(新川家5・11)。「新修泉佐野市史」七巻 史料編 近世Ⅱ(八巻合冊刊、清文堂出版二〇〇七年) P.81、107、参照。

(5) 吉井克信「貝塚寺内・願泉寺の由緒をめぐって」(『論集 仏教土着』法蔵館二〇〇三年)。

(6) 宝曆九年七月二十九日 大光寺本堂修復棟札写(『市史資料』1 P.40)。
(7) 慶長十八年二月廿日 後水尾天皇綸旨(新川家2・695)、元和六年六月 下流 賀月道慶肖像 沢庵宗彭賛(新川善政氏所蔵)。
(8) 近藤孝敏「中世末〜近世初頭の「中庄新川家文書」」(『泉佐野市史研究』9号二〇〇三年)。

(9) 山村規子「資料紹介「新川宮内少輔盛政伝(わが老の記)」」(『調査研究報告』38号二〇一八年)。

(10) 近藤孝敏「翻刻と解題 中庄新川家蔵『伝受次第』」(同右39号二〇一九年)。

(11) 「新川宮内少輔盛政伝」(元和八年十月三日作成、新川家1・2)。前掲山村資料紹介、参照。

(12) 元和戊午(四年) 新川盛政肖像 沢庵宗彭賛(新川家掛軸3)。
(13) 芳澤勝弘編『江月宗玩 欠伸稿訳注』乾 偈頌207・212(思文閣出版二〇〇九年) P.426、427・P.433、434、前掲山村資料紹介、参照。

(14) (元和八年)八月十二日 安藤帯刀直次書状(赤松家文書14・98)。

(15) 元和四年に詠まれた盛政の辞世(翻刻⑧)は、同八年小春廿四日(十月)新川盛政肖像 沢庵宗彭賛(新川家掛軸4)や「盛政伝」にも写されており、元和八年に没する際、改めて詠み直されることはなく、そのまま用いられた。

(16) 『玄朔門下学生帳』慶長九年十一月九日(7丁裏)(杏雨書屋 乾5379)。
なお、「佐野新川家系図」では、幼名を金十郎とするが、後の誤記であろう。

- (17) 『玄朔門下学生帳』同右日付部分、参照。
- (18) 慶長十二年六月二日 貝塚寺内中・新川一門中連署誓約状(願泉寺文書B 53-2)。
- (19) 前掲注(3) 慶長十五年八月吉日 中庄大宮本殿建立棟札。
- (20) (慶長十九年) 四月廿八日 橋本五介書状(新川家2-671-8)、同二十年六月吉日 中庄払状(同十八年分)(新川家5-5)、参照。
- (21) 前掲近藤注(10) 資料紹介、参照。
- (22) 『寛政重修諸家譜』第十六 統群書類従完成会 一九六五年 P 108。
- (23) (正保三年) 極月朔日 新川盛明書状(三宅文右宛)(新川家2-654-3)。
- (24) (正保四年) 十一月十八日 小堀大膳正之書状(新川権七盛里・同新五宗好宛)(同2-340)。
- (25) 前掲近藤注(10) 資料紹介、参照。
- (26) (承応四年) 未ノ三月吉日 寿源庵三瑞自筆隱居分置文(新川家2-15)。
- (27) 承応四年三月吉日 寿源庵三瑞自筆遺言条々(赤松家文書14-75)。
- (28) 前掲注(2) 「佐野新川家系図」ほか、参照。
- (29) 前掲注(3) 慶長十五年八月吉日 中庄大宮本殿建立棟札。
- (30) 「盛政伝」、『配数事類』第一冊 元和四年十二月下濱 司農員外郎樵齋三圭(新川盛政)自序(新川家別1-1-1)、参照。
- (31) 後世に作成された「三善家系譜(本系図)」「新川家1-3-1」は、元和二年三月、盛好が三十九歳で没したとするが、同時代の『配数事類』第一冊 元和六年小春日(十月) 沢庵宗彭序や「盛政伝」では十二歳で没したとしているので、彼が十二歳で夭折したことは間違いない。
- (32) 『配数事類』第一〜十二冊(新川家別1-1-1〜12)。同右 沢庵序、参照。
- (33) 中家文書 永祿七年三月吉日 松室坊明喜田地売券・同十一年十月吉日 松室坊明喜田地売券(『熊取町史』史料編I(『熊取町一九九〇年』) P 366-370)。
- (34) 前掲大利注(1) 資料紹介、参照。
- (35) 『日本古典全集 顕伝明名録』上(同全集刊行会 一九三八年、「覆刻版」現代思潮社 一九七八年) P 211。
- (36) 『顕伝明名録』卷七 了休の項(同右書下 P 361)、国文学研究資料館「連歌・演能・雅楽データベース」ほか、参照。
- (37) 寛永九年七月十日「台徳院殿堺政所江入御之旧記」(『堺市史』五卷「堺市役所 一九三〇年、「複製版」清文堂出版 一九七七年) P 276(ほか。前掲大利注(1) 資料紹介、参照)。
- (38) 前掲「連歌・演能・雅楽データベース」、奥田勲「連歌作品年表稿」(『東京大学教養学部人文科学紀要』23号 一九六四年)、参照。
- (39) 前掲大利注(1) 資料紹介、参照。
- (40) 前掲注(37)、参照。
- (41) 『顕伝明名録』卷七 卜養の項(『日本古典全集 顕伝明名録』下 P 355)、『明翰抄』付載「堺古今伝授之図」(『統群書類従』三十一輯下 P 610)、参照。
- (42) 鶴崎裕雄「新川盛政駿河下向記」の史料的研究(『調査研究報告』36号 二〇一六年)。

〔付記〕

本資料紹介にあたって、所蔵者として貴重な資料の熟覧調査、並びに翻刻・公開をお許しいただいた中庄新川家の新川勲子様・侑貴氏、赤松家の赤松益子様にご厚くお礼申し上げます。また、本稿をまとめるにあたり、中庄新川家文書研究会の小高道子・山村規子両氏に様々なご意見・ご教示をいただいた。記して深謝申し上げます。

〔凡例〕

- (1) 作品の順番は、作者別に概ね年代(推定年代)順に並ぶようにした。
- (2) 表題には、便宜的に年代(推定年代)・作者名を付した。
- (3) 表題左の()内に、資料の形態・料紙・寸法(縦㎝×横㎝)・出所・資料番号等の要件を示した。
- (4) 翻刻と対照できるように、下部に資料写真を掲示した。
- (5) 翻刻本文の漢字は、当用漢字を基本としたが、旧字体・異体字を一部残した箇所がある。仮名については、和歌本文は平仮名表記で統一した。詞書や後筆の評語等では、当時の使い分けを勘案し、片仮名表記をそのまま残した。また任意で句読点を付した。
- (6) 歌の行割り(改行)については、字数上、困難な場合は／を入れて改行を示した。
- (7) 加筆・追筆箇所は、可能な限り、資料どおりに本文左右の相当部分に示した。また、種々の訂正・抹消部分については、本文の左にミセケチ(ミ)を付した。
- (8) 和歌の点(平点)は当該箇所へ、長点はへへで示した。
- (9) 人名や難語など、また脱字箇所や破損部分を示す場合には、適宜、任意で()で傍注を付した。端裏書や特殊な記載についても、文の右に()で傍注を付し、「」内にその記載を示した。
- (10) 資料翻刻の左部または下部に、資料上の所見や作者・年代の推定根拠、内容上の問題などの理解を深めるため、※を付し解説を簡略に記しておいた。

〔翻刻〕

①（慶長十五年）元和元年）賀月・盛政等 詠九月十三夜月和歌七首

（豎紙、楮紙、31.4×48.6 cm、「中庄新川家文書」6-32）

詠九月十三夜月和哥

（新川盛好）
賀月

月こよひいつくの雲にやとるらん / 名残おしけき雨の空かな

（新川盛政）
盛政

さりともとなかなかより待こよひしも / 雨雲まよふ月をしそおもふ

（新川盛好）
雅楽

かきくもりあやめも見えぬ空なれと / 名やはかくるゝ秋の夜の月

右も珍重候、空なれと、御入候、墨引、かたく候

（新川盛明）
盛明

暮て秋こゝろ残れる今宵哉 / 月かきくもるあま雲の空

（松若頼真）
頼真

くもりつゝ月の光も見えわかす / こよひふかさて雨ははれなん

良

名にたかき月さえくもるさのみ身の / うき事ありと世をはうらみし

お竹

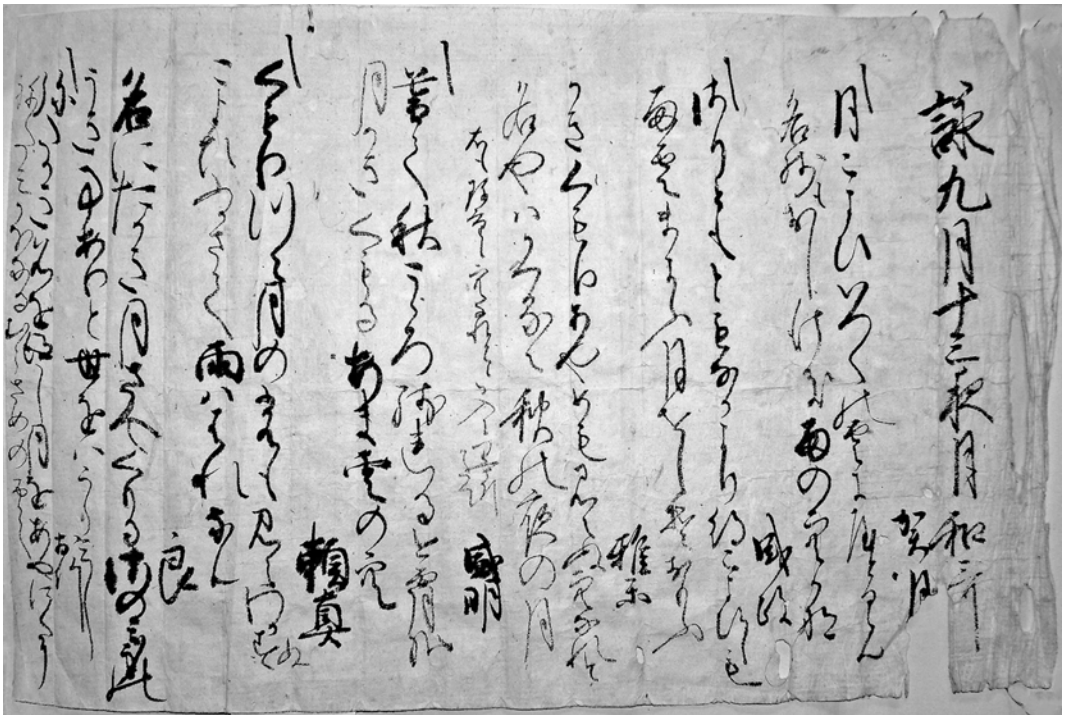
弥たかき名を得し月をあやにくに / ねたみかほなるむらさめの雲

※九月十三日に中庄新川家内で催された月見の宴で詠まれた十三夜の詠

草。後に評点を受けている（点五首、点者は盛誉か？）。年代は、「雅楽」と

ある新川盛好がみえ、彼の名乗り（官途名と没年から、慶長十五年（二

六一〇）〜元和元年（二六一六）の間に比定できる（解題、参照）。



② 元和元年八月十五日 賀月道慶(新川盛喜) 詠八月十五夜月和歌

(堅紙、楮紙、32.4×44.4cm、「中庄新川家文書」1-134)

詠八月十五夜和哥

賀月

あひにあひぬ月ほ口名高き君か代の風もおさまる秋よのの空こかな

風前露

ふけるくまで月に今夜やしらふらんあかぬをまゝの露の玉こと

山月

雲はれて月もさやけし久方の山さへちかくなる心ちして

野月

月にしもさそはれ出て詠れば野は百草の花の香そする

浦月

うら風にくもりもやらぬ月みれば波もさやけき夕ひかたかな

花洛月

秋こよひはなの都の月をみてさそをしなへてよめる言の葉

古郷月

ふる里をむかしのまゝに月すめは猶色ふかき露の玉さゝ

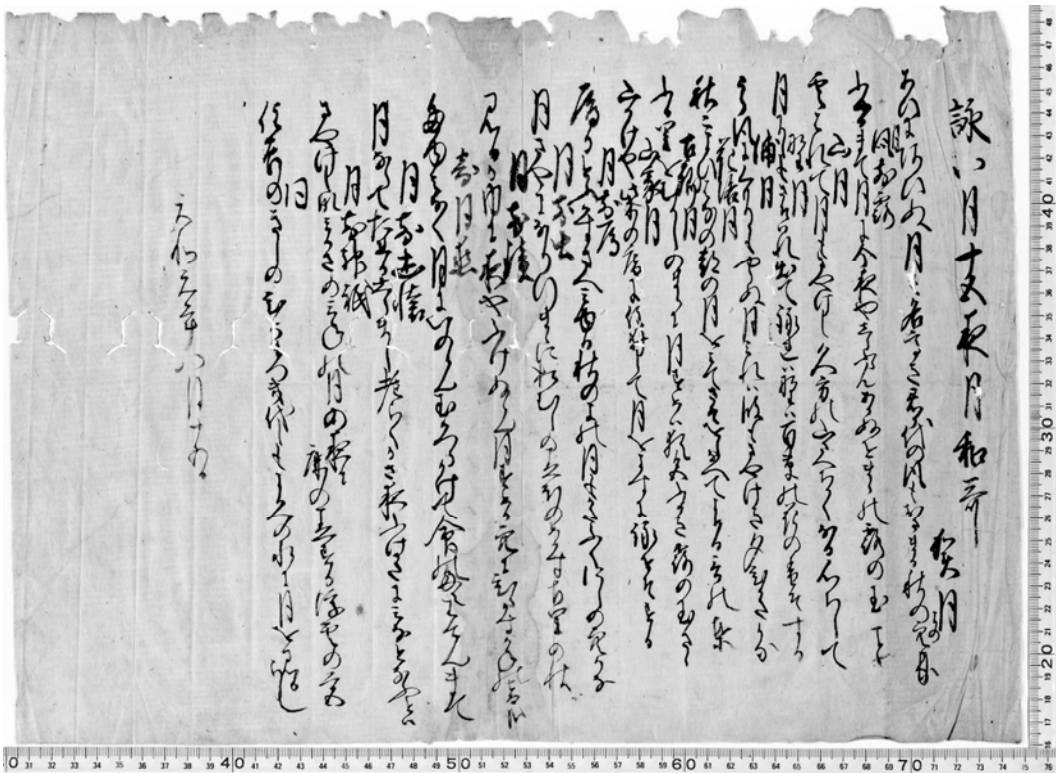
山家月

山かけや柴の庵に住ゐして月をよす(か略)に詠をそする

月前雁

雁かとふかすさへみゆる秋のよの月もかたふくにしの空かな

月前虫



月さやになり行まゝに松むしのこゑほのめかす古里の秋

月前鐘

見かる内に夜やふけぬらん月すめる空にひゝかすかねの音哉

寄月恋

たゆみなく月にいのらん玉かつらかけて命のたえはてんまで

月前述懐

月ならてたれかしらまし老らくかさ夜ふけかたにみなとなふとは

月前神祇

さやけしなみかさのみねの月の夜に鹿のこゑする浮雲の宮

③ (元和八年以前一月) 賀月道慶 和歌短冊

(短冊、楮紙(打曇り)、35.5 × 5.3 cm、新川家蔵 金屏風B 212)

早春

きのふ見し嶺のしら雪けふよりは

老にかさゝん花の春かな

賀月

※賀月(新川盛喜が「早春」の題で詠んだ和歌の短冊。年代は、彼の没年月

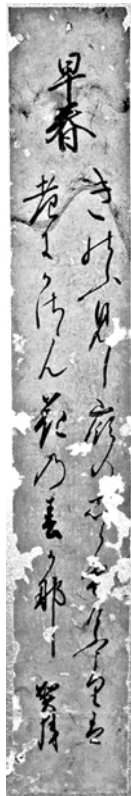
日(元和八年(一六三二)十一月十五日)を下限とする一月とした。

同

住吉のきしのひめまつ幾代しもよるへの水に月を見るらん

元和元年八月十五日

※賀月道慶(新川盛喜)が元和元年(一六二六)八月十五夜に詠んだ名月の詠草。後の追筆と思われる自筆の訂正部分が数箇所みられるものの、評点は受けていない。なお、奥に記された年月日の記載は、墨が和歌本文と明らかに異なっており、後日の追筆だと考えられる(賀月自筆か?)。



④(元和三年以前 七月七日) 新川盛政 詠七首和歌

(豎紙、楮紙、31.5×44. cm、「中庄新川家文書」1-175)

〔端裏書〕
〔付墨五首〕

詠七首之和歌

盛政

七夕雲

浮雲のうきたる恋も有物を / いかにかきりてあへるほしそも

七夕風

初風のたちそめしより七夕の / あはん今宵や待事にせし

七夕月

七夕の契りはたえし久方の / 月のひかりのさらんかきりは

七夕雨

ふる雨をいとひやすらん七夕の / たとる浅瀬に水やまさると

七夕露

秋の葉はまた色つかぬ白露に / もみちしぬらんかさゝきの橋

七夕煙

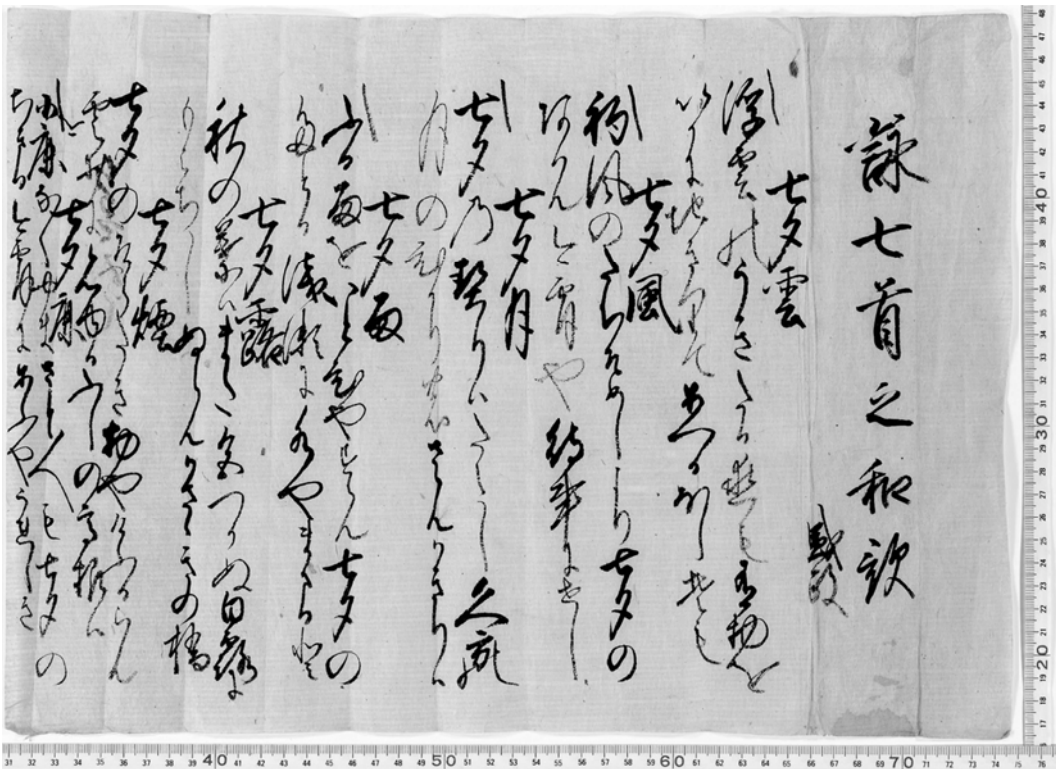
七夕のそらたき物やけふるらん / 雲ぬに見ゆるふしの高根は

七夕鹿

小鹿なくやまさと人も七夕の / ちきる今宵にあふやうれしき

※新川盛政の七夕の詠草。端裏書に異筆で「付墨五首」とあり、後に評点を受けていることがわかる(点五首、点者は盛政か?)。盛政が道号・法名

を自称する元和四年(六一八)三月以前の作である。



⑤ (元和三年以前 七月七日) 新川盛政 詠七首和歌

(竪紙、楮紙、27.7 × 39.6 cm、「中庄新川家文書」1-188)

詠七首之和歌

七夕雲

盛政

大空に立おほふ雲と七夕の / むねのけふりといつれまされる

七夕風

まほにゆく秋のはつ風ふくからに / 七夕つめや船いそくらん

七夕月

天川わたる湍瀬はかはるとも / たとらしとおもふ月のさやけさ

七夕雨

ことしたに二夜をちきれそらのほし / こよひ計は雨やとりして

七夕露

七夕の落すなみたか今朝をきし / 草葉の露は色かはりけり

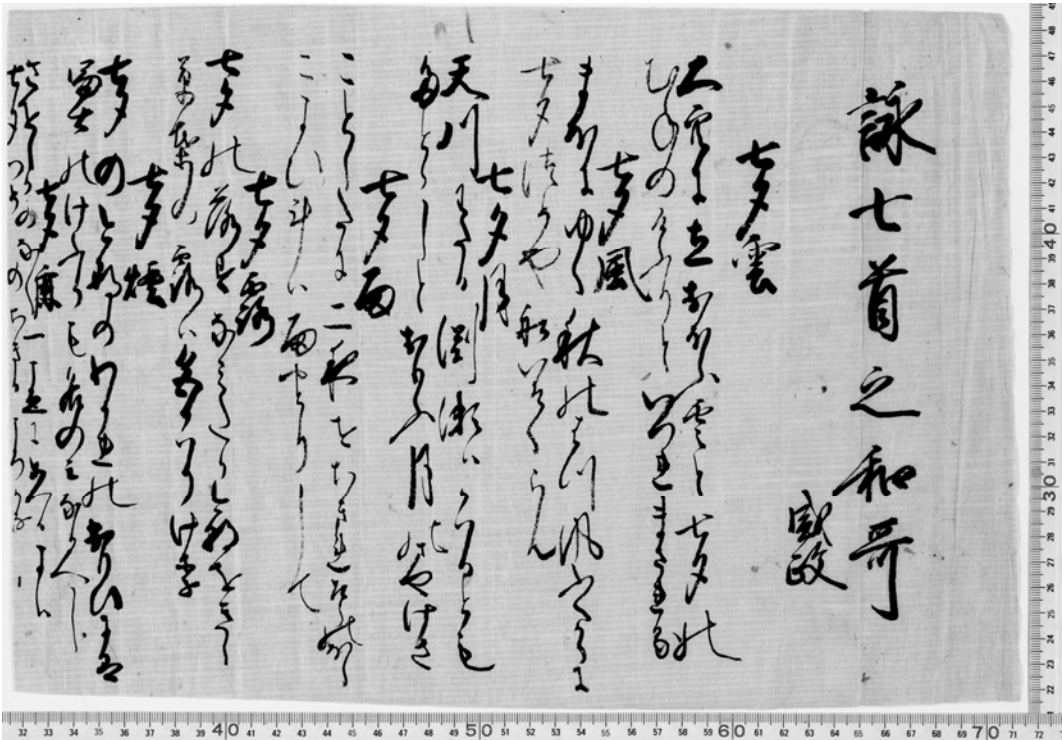
七夕煙

七夕の今朝のわかれのおもひには / 富士のけふりも名のみなるへし

七夕鹿

さをしかのなく一こゑにあへるよは / 七夕つめのちきるころかな

※④と同様、新川盛政の七夕の詠草。ただし、評点は受けていない。年代も④と同じく、盛政が道号・法名を自称する元和四年(二六一八)三月より以前に比定できる。



⑥ (元和四年三月以前) 新川盛政 詠二十首和歌

(続紙、鳥の子、32.8 × 131.3 cm、「中庄新川家文書」1-168)

詠二十首和哥

盛政

早春山

雪きえて春や立らむ白妙の / かすみのころも着ぬ山もなし

海辺梅

今朝はまたかすみもやらて難波津の / 春の海辺に匂ふ梅かな

花

まつほとをいかに長しと思ふ日の / 花のさかりは夢の春かな

尤珍重候歟

水上花

吉野川みねのあらしの吹からに / 波に浪たつ花のゆふはへ

帰雁

さほ姫の霞のころもきる山に / 帯引すてゝかへる雁かな

但第三句猶あるへく候歟

夜時鳥

都おもふかりのまくらもかくはかり / なみたふかむるほとゝぎす哉

右御詠下句珍重候、第二句今すこしあるへく候歟

夏月

天の戸をたゝく水鶏に驚て / 出ればむかふ山の端の月

納涼

むすはぬもすゝしかりける岩井哉 / やとる月さへこほるはかりに



初秋

萩の葉も首せぬほと初風に / などもろくしも柳ちるらん

月前雁

古郷を出しなみたにしほりてや / つはさを雁の月にほすらむ

秋露

秋風に袂の露やこほるらむ / 野にもやまにも色かはるまで

よろしく候歟

秋惜月

とりとむる物ならねとも天河 / なかれてはやき月おしそおもふ

暁月

山里は出るもをそきあかつきの / 月にあやなくかゝる雲かな

冬月

須磨のうらやもしほのけふりかきけちて / こほれる月のすみわたるらむ

第三句如何

雪中早梅

香に出てにははさりせは梅の花 / さくともしらし雪のふれゝは

歳暮

年の緒をくりかへしぬる春はあれと / けふの暮こそ名残おしけれ

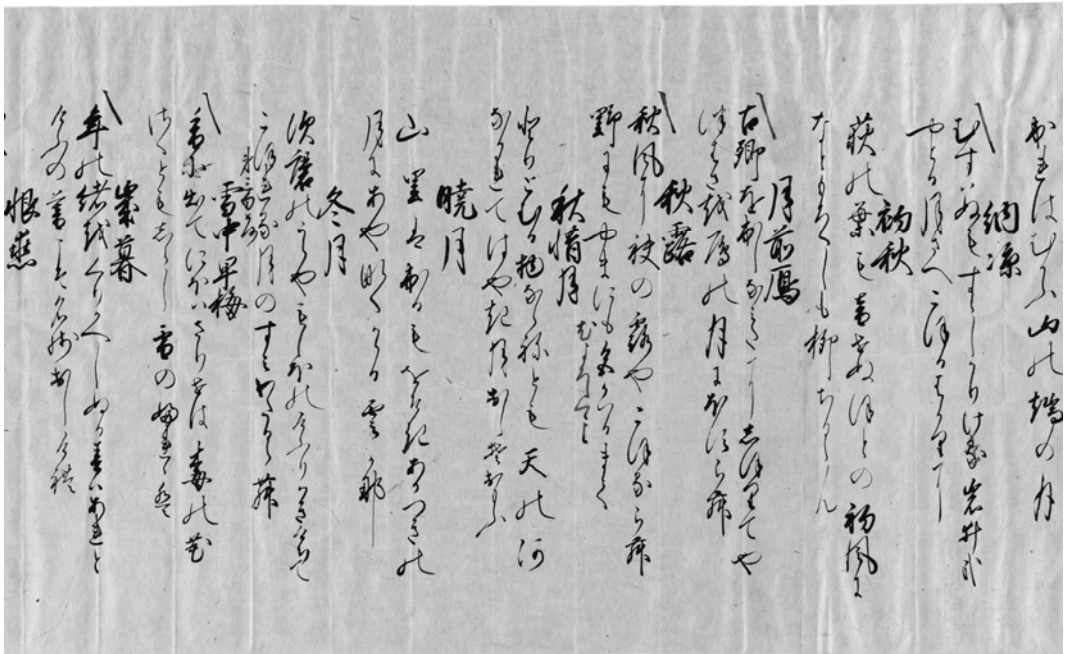
恨恋

なへて世にあふてふ恋のなかりせは / 真葛か原の風もさはかし

待恋

ねやの戸もさゝて待夜はふけ果て / 音信つらき軒の松かせ

下句ハ難もなく候



別恋

枕さへまた取あへぬみしか夜の／わかれかなしきあかつきのかね空敷

かねと候へハ、理かあまり至極候てよろしからず聞え候
連哥にハかはり、哥ハ理のつまり立ぬやうにあそハし候
事、肝要候歟

神祇

相おもふ心のまつをうへし植て／いのるにかなへ住吉の神

恋の哥ながら、祝候てめてたく覚え候歟

連哥にハ相かハりにて墨を引く事中／なき事、其憚多候

別而御条なきにより如此候、かまへて／此巻物いさ、かも外見候

ましく候

付墨十首

※四季・恋・神祇を詠んだ新川盛政の歌。奥に異筆で「付墨十首」とあるように、後に評点を受けているが(点五首)、点者は筆跡(書き癖)等からみて盛誉と推察される。年代は④⑤と同じく、盛政が道号・法名を自称する元和四年(二六一八)三月より以前に比定できる。なお、本作は65.0と66.3 cmの鳥の子二紙を横に貼り継いだ続紙に記されている。

⑦ (元和四年三月以前) 新川盛政 和歌短冊

(短冊、楮紙(打曇り)、35.0×2.5 cm、新川家蔵 金屏風B 3-2)

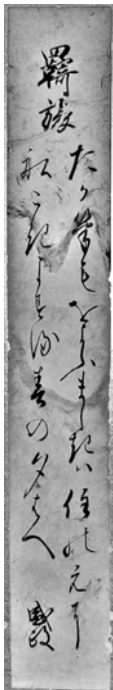
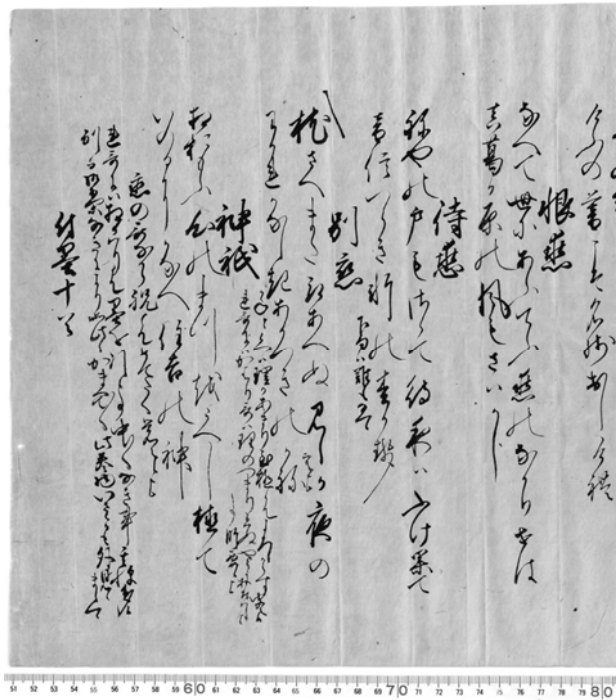
鞆旅 たか筆もをよふましきは住のえに

船こきよする春の夕はへ

盛政

※新川盛政の「鞆旅」の題で詠んだ和歌の短冊。年代は④⑤⑥と同様、盛

政が道号・法名を自称する元和四年(二六一八)三月以前に比定できる。



⑧ 元和四年七月九日 南容三圭禪人(新川盛政) 辞世

(豎紙、竹紙、34.6×46.4 cm、「中庄新川家文書」1-180)

実全是夢々是全
実五十餘年寤寐

恒一

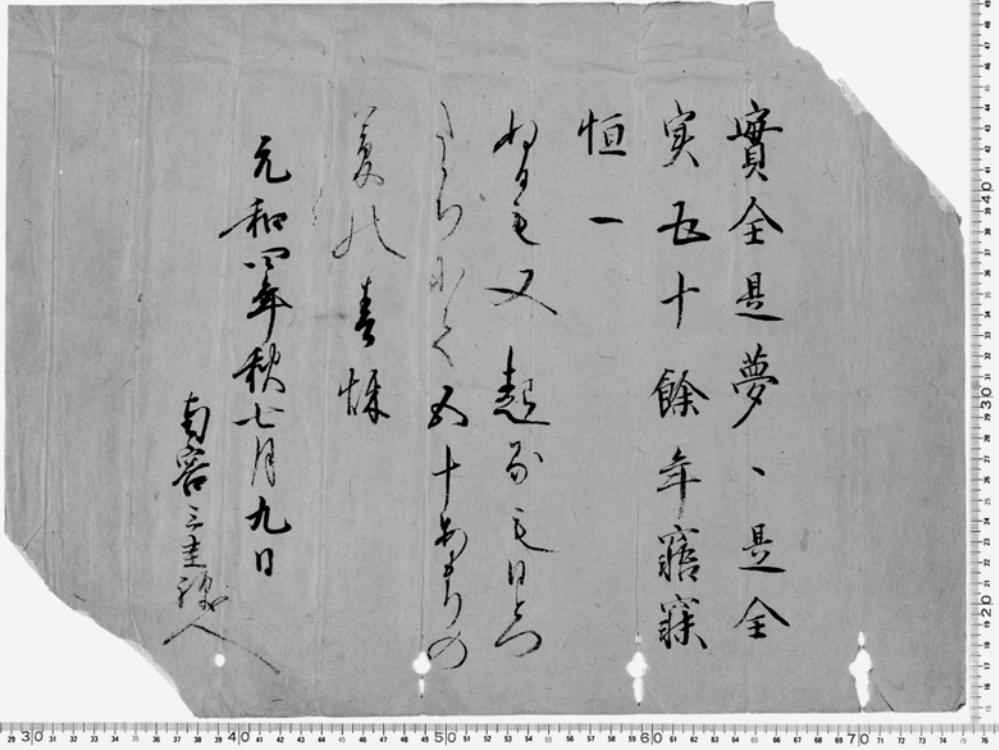
ねるも又起るもひとつ
たゝちにて五十あまりの

夢の春秋

元和四年秋七月九日

南容三圭禪人

※料紙袖上端部と奥下端部には、角を大きく切り取った部分があり、肌裏打ちを施しており、軸装したものを剥がしたと考えられる。本作は、新川盛政が元和四年(二六一八)春に剃髪、樵斎南容三圭を号した直後の同六月頃から病床に伏し、一時、危篤となった際に用意した辞世である。辞世は、禅宗の内容をもつ漢詩(八言対聯)Ⅱ偈頌と和歌の一对からなる。偈頌上句「実全是夢々是全実」は、中国宋代の臨濟僧大慧宗杲(一〇八九-一一六三)『大慧普覚禪師語録』の「令悟夢与非夢悉皆是幻。則全夢是実。全実 is 夢。不可取不可捨。至人無夢之義。如是而已」との説を受け、下句「寤寐恒一」も同様に右語録から引かれており(『大正新修大藏経』卷47)、深い影響を受けている。こうした禅の知識・理解に裏付けられた盛政の人生観は、次掲の和歌にも連動して、ほぼ同意の内容が詠み込まれている。なお、右の偈頌と和歌は、元和八年九月十九日に没する際、再度、辞世として用いられており、改めて辞世が詠み直されることはなかった(解題註(15)、参照)。



實全是夢、是全
実五十餘年寤寐
恒一

ねるも又起るもひとつ
たゝちにて五十あまりの
夢の春秋

元和四年秋七月九日

南容三圭禪人

⑨ 元和四年八月十五日 沙弥三圭(新川盛政) 詠八月十五夜月和歌

(竖紙、楮紙(打紙)、37.0×49.7cm、「中庄新川家文書」1-181)

詠八月十五夜月和歌

(新川盛政)
沙弥三圭

秋の夜の千夜を一よにいよしなせりとすもこよひの月にあくとかれしもやはせん

月前露

よるひかる玉とみるまで名に高き月こそやとれ秋草のへの露白

山月

月はこよひふしの高根に詠てん又さはるへき山の端もなし

野月

山陰は出るもをそく月こよひ詠やせましむさし野の原

浦月

昔見し人の夢まで思ひ出るすまの浦半にのてる月をみて

花洛月

いかはかり夢にまさすらん影高き月の中なる花の落は

古郷月

浅茅生に住るうき身もなくさみぬ名にしほひたる月を詠て

山家月

わか心置所なく柴の戸に名高き空の月をやとして

月前雁

月にこよひたかかきかはす玉章を初雁かねのかけてきつらん

月前虫

むかへこし駒もいさみてくつはむしすたくこよひの月のさやけさ



月前鐘

見るまゝに秋も半や過ぬらん月の行急に鐘ひゝく也

月前雲

ねたむとも名にはさはらし村雲の乱れて月に何おほふらん

寄月恋

せめてさはつらきはつねに見するとも年に一よの月にたにとへ

月前述懐

名を得たる月見るたひ時の心のみ其昔にはかはらざりけり

月前神祇

そのかみもかくやありけん秋こよひ分てさやけき月よみのもり

⑩ (元和八年九月以前) 新三郎七年忌日追善和歌

(切紙、楮紙(奉書紙)、36.2 × 11.0 cm、「中庄新川家文書」1-171)

露とのみきへにし人は七年そめぐりて

今日もぬれし袂も

新三郎七年忌ノ日、追善仕候、そも添削済

不申候、光陰鉄炮のことしと御申候、其御覚えにも

袖を御ぬらし可被下と存上候、追善御心詠候者、「御手向被下候」(下部紙書)

※左注によると、新三郎の七回忌にあたって、追善の思いと追懐の心情

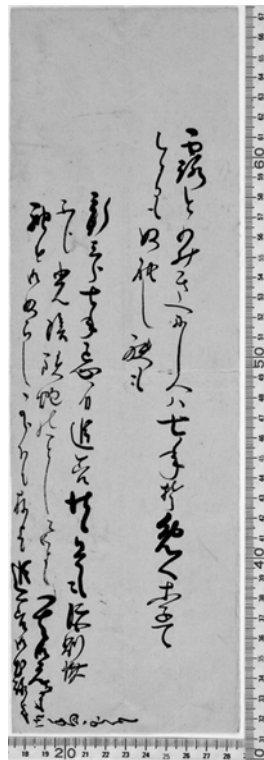
を詠み、添削を加えずに遺族へ進呈して、故人に手向けた歌である。

料紙(厚手のキメの細かな奉書紙)・書風などから推して、近世初期のもの

と判断できる。新三郎は詳細不詳であるが、中庄新川家当主の初名が

元和四年八月十五夜 詠之

※新川盛政(南容三圭)が元和四年(二六一八)春に剃髪した後、六月頃から病床に伏していた時期に詠まれた詠草。本作には自筆の訂正が数箇所みられるものの、評点は受けていない。七月中旬、盛政は一時、危篤に陥り辞世まで用意したが(翻刻⑧)、その後、何とか持ち直して、十月、十二月には京都のけいてきあん啓迪庵(岡本玄治)の許に入院し、治療を受けている(解題、参照)。本作が草された時期は、病状が小康状態を保つて、古郷の泉州中庄で療養していた頃にあたりと推察される。なお、本作の料紙は、楮紙の打紙を利用している。



盛明・盛里二代にわたり新十郎だったことを勘案すれば、或いは同家近親だったかもしれない。ここでは、筆跡からみて、作者が新川盛政である可能性を考慮し、年代を彼の没年(元和八年(二六二二)九月十九日)以前として示しておく。いずれにせよ、新三郎の人物比定を含め、今後検討を要する。

⑪ (元和八年九月以前) 詠七首和歌 (新川盛政作カ)

(折紙、楮紙、30.6 × 41.8 cm、「中庄新川家文書」2-580)

(表)

同じ頃、琴をきゝて

おもうことなき身なりせは
ものゝねもこゝろのとかに
きかましものを

夢

うきまゝに夢を

たのめはなかゝに

ぬるかうちにも身をなけくかな

大江山にて

おもふこと大江の山に

たつ雲のはれてこゝろの

ゆくかたもかな

宇都山にて都の

女房(をま)ともなひて

うつ山うつゝか夢か

めつらしき人とわけつな

つたの細みち

(裏)

秋風寒き夜

ふる衣あらひてきせん
娘もなしさむなふきそ
夜はの秋風

ゆめさむる枕

そわたて

つくつくと

おもへは

遠しふるさとの空

としの暮に

たれもみなゆきつもる

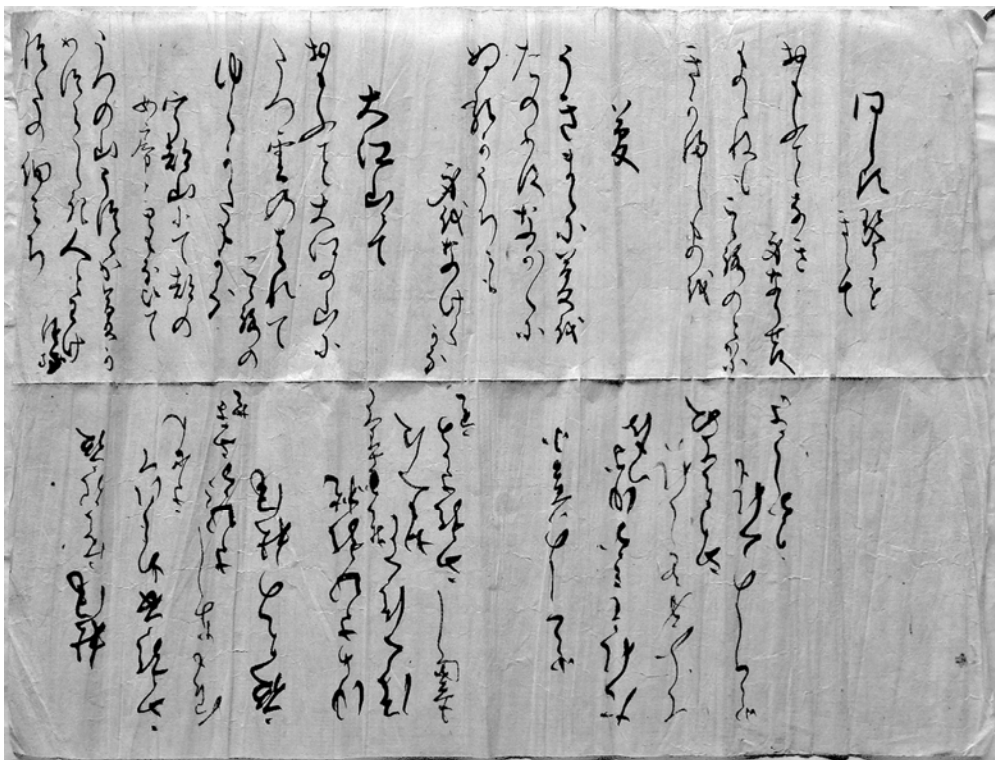
てふ身をしれは

ふりはてぬ

としのくれも

かなしき

※折紙詠草の形式をとる。冒頭の詞書に「同じ頃」とあり、綴られてはいないが、前に対となる折紙があつたことが判明する。季節を跨ぎ名所・歌題等を詠んだもので、数箇所訂正がある。筆跡からみて、新川盛政の習作ではなからうか。ひとまず、年代を盛政没年(元和八年(一六二二)九月十九日)以前に比定しておく。



⑫ (元和八年九月以前) 和歌詠草 (新川盛政病床時作カ)

(豎紙、切紙、18.0 × 29.0 cm、「中庄新川家文書」2-140)

うしとみしとりと

かねとを老の身の

寝やにはなにと

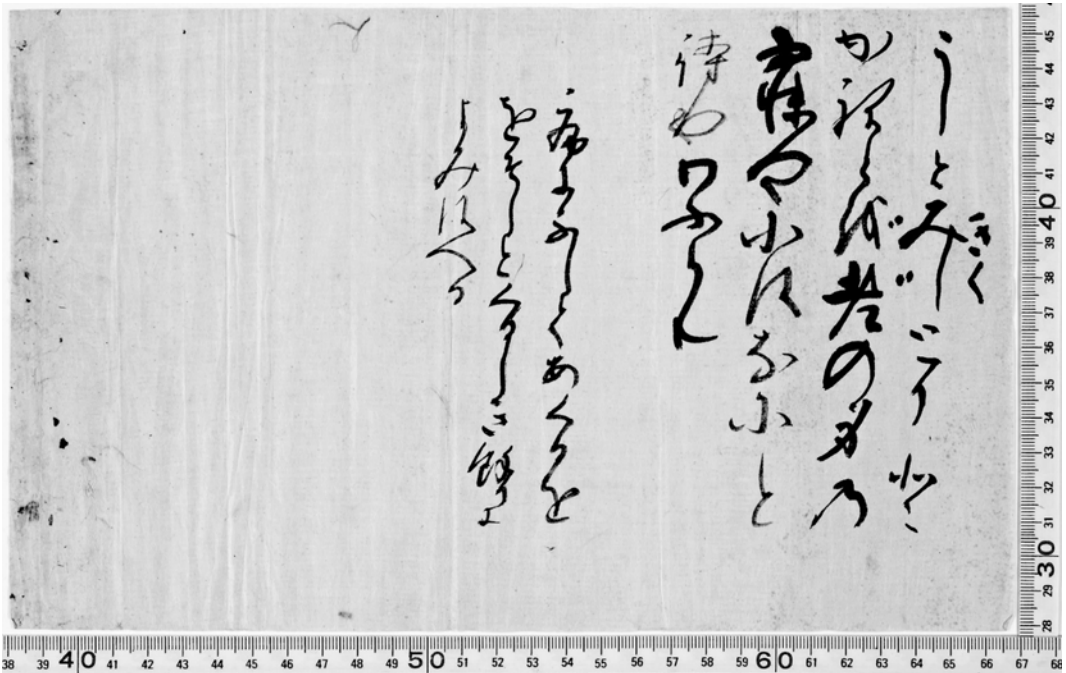
待やわふらん

病にふしてあくるを

をそしとくるしき餘りに

よみはへる

※左注によれば、作者が病床で、夜が明けるのが遅いと思いつながら、老齡の身に迫る死の恐怖(惴し)と病の苦痛を詠んだと思われる。作者の記名はないものの、筆跡等からみても、新川盛政とみて間違いない。彼が晩年に病床にあつた時期は、辞世(翻刻⑩)を記した元和四年(二六一)六月頃と十二月と、没年の同八年六月二十五日と九月十九日の二度であるが、本作が草されたのがいずれかは、今のところ特定できない。したがって、ここでは、盛政の没年月を本作の年代の下限として示しておく。



⑬ (慶長、元和頃 正月) 堺天神社僧松南院盛誉 和歌三首并元日発句

(竪紙、楮紙、34.8 × 51.0 cm、「中庄新川家文書」1-222)

立春天

盛誉

空にまた去年のけしきはありながら

霞になひく春は来にけり

早春山

春をけふ空にしらせてしもといふ

かつらき山にたつ霞かな

海辺霞

朝かすみけふたちそめて住よしの

春の海辺の名にや見すらん

元日発句

世やなへてあすたつよりもけふの春

※堺天神社の社僧、松南院 西坊 盛誉が、試筆として正月に詠んだ和歌と

発句、三首・一句。盛誉は慶長十六年(一六二二)の「新川盛政駿河下向記」

に点者として署判を据えており(解説註(42)鶴崎論文、参照)、署名や筆跡

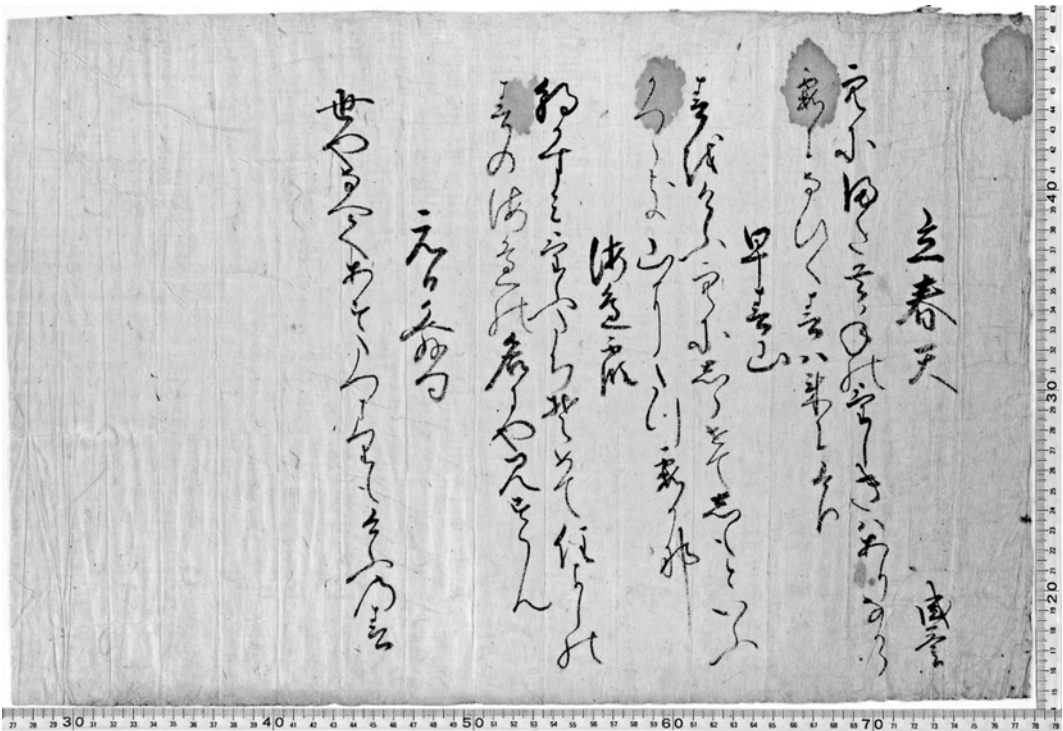
を比較した結果、本作は盛誉自筆と判断できる。盛誉は下田屋宗柳か

ら古今伝受を受けた「堺連歌師」であり、また盛政の兄弟子でもあった

が、宗柳亡き後は、盛政・盛明をはじめ、中庄新川家の詠草に評点を

付けるなど、指導的な立場で関係をもっていたと思われる(翻刻①・④・

⑥・⑩)。なお、本作の年代は、盛誉(生没年不詳)の活動期から推定した。



⑭ (元和以前カ 七月七日) 新川盛明 詠七夕七首和歌

(竪紙、楮紙、34.7×50.2 cm、「中庄新川家文書」1-176)

詠七夕七首和哥

盛明

とし毎のあふせはたえし七夕の／ぬる夜すくなきちきりなりとも

手向糸

松風の吹あはすめいと竹は／けふ七夕の手向成けり

月

月ひとりはしめをはりもしりぬらん／としにまれなる星合のそら

露

露程の杉のちきりを七夕の／いく千世までとむすひをくらん

煙

七夕のおもひにいかてたくふへき／富士のけふりのたつはものかは

橋

七夕のあふ夜はこよひ天の川／たなはしいそぎ打渡さなん

後朝

あふ瀬とはなへてしりけり七夕の／あくる空とてなにしのふらん

(下部書追筆)

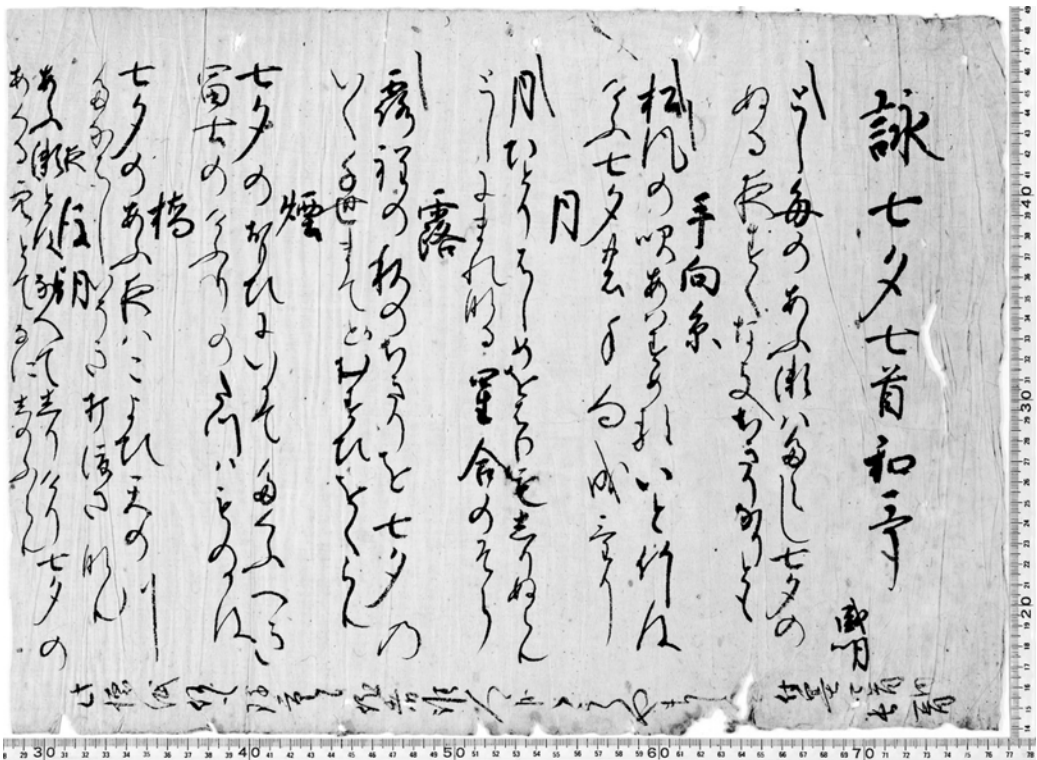
「此懐紙何も珍重候、作者誰人候哉、御うらやましく候、付墨四首内
長一首」

※新川盛明が七夕に詠んだ歌。下部の横に記された追筆に「付墨四首内、

長点一首」とあり、後に評点を受けている。点者は筆跡等から盛普と考

えられ、年代は盛普の活動時期(解題参照)で、盛明が当主を引き継いだ

慶長十九年以前の盛明の若い頃のものであろう。



⑮ (寛永前〜中期頃) 新川盛明賀歌・和歌覚書 (作者不詳)

(切紙、鳥の子、18.6 × 16.5 cm、「赤松家文書」14-14)

新る今年よりやなを名取川

盛り久しき宿の松梅

明らかに出る日影も長閑にて

伝へきく心も花の都人に

哀れ一度見もし見えはや

新川盛明殿とやらん申御方様、承リ

をよひ申候間、新十郎物かたり申候ハ、万事二

御物すきのよし、せめて二十はかり行年

取のけ申候者、□□御目度存候間、せめての

御事ニかやうニロスサミ申候、

※初めに新川盛明の名前を詠み込んだ三つ物(発句・脇・第三)、次に盛明

作の「花の都人」を詠んだ和歌、併せて三句・一首を書きとめ、後半に

盛明を讃えた評言を記したものである。前の三句は、新年に詠んだ歳

旦三つ物で、古代の寿歌の系譜を引き、長寿・繁栄を寿ぐ賀連歌であ

る。盛明の姓名(新・川・盛・明)を詠み込み(ゴシック部分)、かつ名取川

も詠んでいるので、命名祝賀の意味も込められている。盛明は慶長十

二年(一六〇七)六月〜同十五年八月の間に元服したと推されるので(解

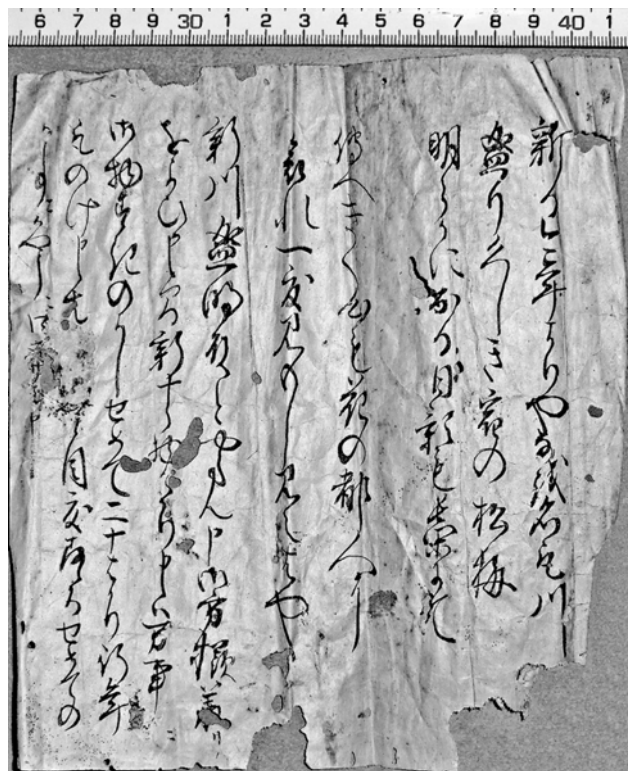
題参照)、右の三つ物もこの時期のものだろう。次の一首は、盛明が「花

の都人」への憧憬をもつて詠んだ歌である。盛明は慶長九年十一月、京

都の曲直瀬二代玄朔に十二歳で入門しているので(同右)、右歌も彼が

それ以前の幼少期に詠んだものであろう。こうした三つ物・和歌をう

けて、評言では、盛明のことは以前より聞き及んでいたが、新十郎か



ら彼が「万事二御物すき」な人(「数寄者と聞き、自ら二十歳ほど若ければ
親交を結びたかったと述懐し、せめてもの慰みに、右の句と歌を口遊ん
だという。筆者に盛明の人となりを語り伝えた新十郎については、盛明
の初名が新十郎で、これを襲ったとすれば、彼の嫡子盛里(一六二〇〜一
六六五・三・二二)以外にはありえない。したがって、本作は、盛里の元服
前、則ち寛永前〜中期に作成されたものと考えられる。また、筆者某は
盛明(当時三十代半ば〜四十代前半)より二十歳ほど年上だとすれば、老年に
達した人物で、恐らく盛里の学芸等の師筋にあたる人ではないか。いず
れにせよ、本作は盛明の文才を高く評価し、賞賛したものである。

⑩ (正保四年以前 正月) 新川盛明 和歌三首

(切紙、楮紙、17.4 × 24.9 cm、「中庄新川家文書」2-16-5)

試筆 盛明

老らくも今朝のこころはあら玉の
としのをなかき春にちきりて

年内立春

四方の関とさゝぬみ代のしつけさに
ふゆともしらて春やこゆらむ

歳暮

此冬も末の松山いたつらに
こゆるもおかし老のとしなみ

※新川盛明が新年にあたって詠んだ試筆や歳末に詠んだ和歌二首を併せて書き記したものである。ここでは盛明が隠居号(寿源庵三瑞や法名中巖道荷を称さず、諱を署名している)ので、盛明が隠居以前で現役の中庄代官在職中であり、加えて第一首に「老らくも」、第三首に「老のとしなみ」とある如く、自ら老いを強く意識していることから、既に老年に達していた頃の作だと推察される。具体的な年代は、盛明が五十歳を迎えたのが寛永十九年(二六四二)、主君小堀遠州(正二)が没して、五十五歳で隠居したのが正保四年(二六四七)なので(解題参照、寛永十九年前後、正保四年の間に比定できる(第二首の歌題が「年内立春」なので、さらに限定できるが、その間、年末に立春を迎えた年は寛永十九年十二月十九日・正保二年十二月二十二日など複数あるので、作成年を特定することはできない)。ともあれ、本作は、盛明が老いゆく心情を吐露した晩年の詠草であろう。

